

会津若松市都市公園 及び 市民スポーツ施設 指定管理者応募要項

令和7年7月

会津若松市建設部 まちづくり整備課
会津若松市教育委員会 文化スポーツ課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	募集の概要	1
3	施設の概要	2
4	指定管理者が行う業務の範囲	2
5	指定管理者が行う管理の基準	3
6	利用料金に関する事項	4
7	管理に係る経費に関する事項	5
8	会津若松市と指定管理者のリスク管理及び責任分担	6
9	申請資格等	7
10	募集及び選定スケジュール	8
11	応募要項の配布	8
12	現地説明会の開催	9
13	申請手続き	9
14	質問及び回答	10
15	指定管理者候補者の選定等	11
16	指定管理者の指定及び協定	12
17	事業の実施が困難となった場合の措置	13
18	原状回復及び事務引継ぎ	13
19	災害時の対応	13
20	その他	14
	問い合わせ先	14

1 募集の趣旨

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、「公の施設」の管理については、民間の能力を活用することによって、住民サービスの向上と経費の削減を図り、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として指定管理者制度が創設された。

会津若松市の都市公園及び市民スポーツ施設（以下「施設」という。）は、設置されて以来、会津地方のスポーツの中心施設、また、市民の相互交流と健康増進の場として、市民をはじめとした数多くの人に利用されている。

本市では、施設の管理運営及び事業の実施を効果的かつ効率的なものとし、顧客満足度の更なる向上を図り、設置目的の達成に資するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年会津若松市条例第 10 号）、会津若松市都市公園条例（昭和 33 年条例第 33 号）及び会津若松市市民スポーツ施設条例（平成 17 年会津若松市条例第 20 号）の規定に基づき、令和 8 年 4 月から施設の管理運営及び事業の実施を行う指定管理者を次のとおり募集する。

2 募集の概要

(1) 対象となる施設

別表 1 のとおり

(2) 管理運営条件

施設の設置目的である市民にスポーツ振興とレクリエーション活動、憩いの場を提供することで、市民の相互交流と健康増進に資するほか、会津地方のスポーツの中心施設としての役割を果たすため、施設を適切に管理運営できることを条件とする。

(3) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（4 年間）

ただし、施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取り消し等をする場合がある。

(4) 指定管理者の募集方法及び選定方法

公募による募集とし、提案書類の内容を審査して応募者の順位付けを行い、指定管理者候補者を選定する。

(5) 選定委員会の設置

「会津若松市都市公園及び市民スポーツ施設指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査基準に基づいて提案書類の審査及びヒアリング等を行い、指定管理者候補者の選定を行う。

(6) 選定結果等の通知及び公表

指定管理者候補者の選定結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知するとともに、市のホームページへの掲載等により公表する。

(7) 協定の締結

指定管理者候補者選定後、当該候補者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結する。当該仮協定は、議会の議決を経て当該候補者が指定管理者として指定されることをもって、本協定とみなす。

3 施設の概要

名称、所在地及び内容

別表 1 のとおり

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

なお、業務の詳細については、別添「会津若松市都市公園指定管理者仕様書」、「会津若松市市民スポーツ施設指定管理者仕様書」を参照のこと。

ア 施設の運営管理に関する業務

イ 施設の利用許可及び制限に関する業務

ウ 施設利用者の調整に関する業務

エ 施設の利用料金の設定及び收受（利用料金は、条例に定める範囲内であらかじめ市長又は教育委員会（以下「市長等」という。都市公園の場合は市長、市民スポーツ施設の場合は教育委員会とする。）の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者の収入となる。）

オ 施設及び備品等の維持管理に関する業務

カ 申込件数のほか、利用状況及び利用者の声の把握に関する業務

キ その他施設の管理運営に関し、市長等が必要と認める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、利用者の利便に供するため、自らの経費で自主的に事業を実施することができる。

自主事業として、指定管理者が売店（自動販売機を含む。）等を設置しようとする場合は、あらかじめ市長等に対し、目的外利用許可申請書を提出し、許可を受ける必要がある。なお、売店等を設置する場合は、管理に伴う光熱水費を負担すること。

自主事業を実施する場合には、下記の点に留意すること。

ア 自主事業の内容が公の施設目的に合致するものであること。

イ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと。

ウ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。

エ 自主事業の実施による収入は、指定管理者の収入とする。ただし、自主事業を行う場合においても、会津若松市都市公園条例又は会津若松市行政財産使用料条例（平成 2 年会津若松市条例第 31 号）に基づく使用料は、市に納めなければならない。

(3) 業務内容の変更

(1)の指定管理者が行う業務について、市が変更すべきと判断したときは、指定管理者との協議により、業務内容を変更することができるものとする。

5 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基本的事項に基づき、施設の適切な管理を行うものとする。

(1) 供用日及び供用時間

施設の供用日及び供用時間は、別表2のとおりとする。

ただし、指定管理者は、特に必要と認める場合は、市長等の承認を得て、供用日及び供用時間を変更することができる。

(2) 法令等の遵守

地方自治法及び都市公園法（昭和31年法律第71号）その他関係法令、会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、会津若松市都市公園条例、会津若松市市民スポーツ施設条例、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）のほか、協定書、仕様書等を遵守すること。

(3) 事業計画の提出及び事業報告

指定管理者は、次に定めるところにより事業計画書、事業報告書及び事業進捗状況報告書等を業務別に提出し、市長等の承認を受けなければならない。

ア 各年度の事業計画書

毎年2月末までに、翌年度における詳細な事業計画書を提出すること。

イ 各年度の事業報告書

毎年5月末までに、前年度分の事業報告書を提出すること。

ウ 四半期ごとの事業進捗状況報告書

四半期ごとに、事業進捗状況報告書を提出すること。

エ その他施設によって必要となる報告

オ その他管理の適正を図るため、市長等が必要と認めるときは、業務又は経理の状況に関し、臨時に報告を求める場合がある。

(4) 環境への配慮

施設の管理にあたっては、電気、ガス、石油等エネルギーの使用量の削減、廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減に資する物品の調達等、環境への配慮をすること。

なお、市では現在「地球温暖化対策推進実行計画」により地球温暖化対策に取り組んでおり、「電気、ガス、ガソリン等、紙、水」に係る使用実績等について、定期的に市に報告すること。

(5) 情報の公開

施設の運営管理にあたっては、会津若松市情報公開条例第24条第1項の規定に基づき、運営管理に係る情報の公開に関し、必要な措置を講じること。

(6) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に基づき、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならない。

(7) 暴力団の排除

施設の管理運営にあたっては、会津若松市暴力団排除条例第5条に規定する暴力団の排除に係る責務の遂行に努めること。

(8) 一括再委託の禁止

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することはできない。

ただし、清掃、警備等個別業務については、あらかじめ市長等の承認を得た上で、専門の業者（当該業者が、暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定する者をいう。以下同じ。）の統制下にある法人その他の団体をいう。以下同じ。）又は暴力団員若しくは社会的非難関係者である場合を除く。）に委託することができる。

なお、清掃、警備等の個別業務を委託する場合や各種資材等を購入する場合は、地元企業への発注について配慮すること。

6 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金制度を採用することとし、施設の利用に係る料金は、指定管理者自らの収入となる。

(2) 利用料金の額

利用料金の額については、会津若松市都市公園条例又は会津若松市市民スポーツ施設条例の定める範囲内において、あらかじめ市長等の承認を経て、指定管理者が決定するものとする。

(3) 利用料金の減免

減免の対象及び額については、市長等が別に定める減免基準（別表3）に従って行うこと。

7 管理に係る経費に関する事項

(1) 指定管理料の上限額

市が指定管理者に支払うこととなる指定管理料の上限額は、次のとおりとし、この上限額を上回る応募は、失格となる。

応募する際の指定管理料は、ア、イごとに提示すること。

なお、この額には、市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含むものとする。

ア 別表 1 の 1 ～ 7 の施設

上限額	820,958 千円	内訳	令和 8 年度	192,659 千円
			令和 9 年度	200,796 千円
			令和 10 年度	209,304 千円
			令和 11 年度	218,199 千円

イ 別表 1 の 8 ～ 13 の施設

上限額	196,942 千円	内訳	令和 8 年度	46,190 千円
			令和 9 年度	48,162 千円
			令和 10 年度	50,220 千円
			令和 11 年度	52,370 千円

※ 上記各施設の管理等に係る経費については、指定管理料積算参考資料（別紙 1－①、②）を参照のこと。

(2) 指定管理料の額

原則として、申請において提案された金額が、そのまま指定管理料の額となる。

ただし、社会経済情勢の大幅な変動又は指定管理者の業務の変更が生じた場合等においては、甲乙協議のうえ指定管理料の額を変更することができるものとする。

(3) 指定管理料の精算

指定管理料の精算は行わない。

(4) 指定管理料の増額又は減額

市の求めに応じ、指定管理者が実施する業務を変更した場合及び急激なインフレ等社会経済情勢の大幅な変動があった場合は、指定管理者と市との協議により指定管理料を増額又は減額することができる。

市と指定管理者との協議が整わない場合は、市が指定管理料の額を決定することができる。

(5) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払いは、原則として各年度分を年 4 回に分割し、毎年度 6、9、12、3 月の末日までに口座振込みにより行う。

(6) 会計年度区分

経理は、会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）ごとに区分して行うこと。

(7) 区分会計

指定管理者は、施設の管理等に係る経理事務の執行にあたっては、自身の団体とは別に独立した会計帳簿書類を設け、区分を明らかにすること。

8 会津若松市と指定管理者のリスク管理及び責任分担

市と指定管理者とのリスク管理及び責任分担については、原則として次のとおりとする。

なお、詳細については、市と指定管理者が締結する協定において定める。

内 容	指定管理者	会津若松市
人件費、物品等の物価変動に伴う経費の増	○	
必要な資金の確保	○	
利用の許可（目的外使用許可を除く）	○	
利用の許可の取消し又は停止	○	
目的外使用の許可		○
利用料金の収受	○	
利用料金の減免承認	○	
利用者に係る苦情、トラブル及び要望への対処（指定管理者の業務範囲内のもの）	○	
利用者に係る苦情、トラブル及び要望への対処（上記以外のもの）		○
利用者等への損害賠償（指定管理者に故意又は過失がある場合）	○	
利用者等への損害賠償（その他の場合）	協議事項	
施設、設備等の維持管理	○	
施設、設備等の保守点検	○	
安全衛生管理	○	
消耗品等の交換	○	
施設、設備等の修繕・改修（50万円未満の事案）	○	
施設、設備等の修繕・改修（50万円以上の事案）	協議事項	
施設・設備等の大規模改修		○
自然災害（地震、火災等）時の対応	○	○
自然災害（地震、火災等）時の災害復旧	協議事項	
火災保険の加入		○
包括的管理責任（管理の瑕疵を除く）		○

備考 「大規模改修」とは、資産価値の向上又は耐用年数の延長が図られるものをいう。

9 申請資格等

(1) 申請資格

施設の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

ア 会津若松市の区域内に主たる事務所が存すること。

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により更正又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

カ 暴力団等でないこと。

キ 応募書類提出時において、会津若松市が行う建設工事の請負又は物品・役務の提供若しくは製造の請負の指名競争入札の指名停止措置を受けていない法人等であること。

ク 申請の前年度及び申請の前々年度において会津若松市税に未納がない法人等であること。

ケ 法人等の理事その他の役員に市の特別職及び一般職の職員が就任していないこと。

(2) 申請資格の喪失

申請者が次の要件に該当する場合は、申請の資格を失う。

ア 複数の事業計画書を提出した場合

イ 指定管理者候補者の選定に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって選定委員会の委員に個別に接触した場合

ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

エ 提出受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

オ その他不正な行為があった場合

(3) 複数の法人等での共同体による申請

施設におけるサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等で構成する共同体（以下「グループ」という。）による申請も可能とする。この場合における留意事項は、次の通りとする。

ア グループの名称を設定し、代表となる法人等を定めること。

イ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

10 募集及び選定スケジュール

指定管理者の募集及び選定に関しては、次の日程で行う。ただし、ヒアリング以降の日程については、都合により変更することがある。

応募要項の配布	令和7年7月18日（金）～令和7年9月19日（金）
現地説明会	令和7年8月1日（金）
質問の受付	第1回 令和7年8月4日（月）～令和7年8月8日（金） 第2回 令和7年8月18日（月）～令和7年8月22日（金）
質問の回答	第1回 令和7年8月15日（金） 第2回 令和7年8月29日（金）
応募の受付開始	令和7年9月1日（月）
応募締め切り	令和7年9月19日（金）
書類審査	令和7年9月22日（月）～令和7年10月6日（月）
ヒアリング	令和7年10月17日（金）
選定結果の通知	令和7年10月中旬
仮協定の締結	令和7年10月下旬
指定管理者の指定に係る議決	令和7年12月定例会議
指定管理者の指定	令和8年1月中旬
協定の締結	令和8年2月中旬
業務開始	令和8年4月1日

11 応募要項の配布

(1) 配布期間

令和7年7月18日（金）から同年9月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布場所

ア 下記①、②のいずれでも配布するものとする。

①会津若松市 建設部 まちづくり整備課

〒965-0871 会津若松市栄町4番45号 栄町第一庁舎2階

TEL 0242(39)1275 FAX 0242(39)1451

②会津若松市 教育委員会 文化スポーツ課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 本庁舎3階

TEL 0242(39)1306 FAX 0242(39)1462

イ 郵送を希望する場合

郵送を希望する場合は、750円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4版用）を同封のうえ、配布場所宛に応募要項の請求を行うこと。

12 現地説明会の開催

次のとおり現地説明会を実施する。参加を希望する場合は、令和7年7月29日(火)までに下記申込先に連絡すること。なお、本要項中「9(1)申請資格」を満たす者とする。

(1) 別表1 1～7の施設

日 時：令和7年8月1日(金) 午後1時30分～午後3時30分まで

場 所：鶴ヶ城体育館 第1会議室

申込先：会津若松市 建設部 まちづくり整備課

TEL 0242(39)1275 FAX 0242(39)1451

(2) 別表1 8～13の施設

日 時：令和7年8月1日(金) 午前10時～12時まで

場 所：河東総合体育館 会議室

申込先：会津若松市 教育委員会 文化スポーツ課

TEL 0242(39)1306 FAX 0242(39)1462

13 申請手続き

(1) 提出書類

応募に必要な提出書類は、次のとおりとする。詳細については、提出書類一覧(別紙2)を参照のこと。

ア 指定申請書(会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第1号様式)

イ 事業計画書(様式1)

ウ 収支計画書(様式2)

エ 法人等概要書(様式3)

オ 宣誓書(様式4)

カ 暴力団等の排除に関する誓約書(様式5)

キ 定款、寄附行為又はこれに類する書類

ク 法人登記記載事項全部証明書(法人の場合に限る。)

ケ 印鑑証明書

コ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

サ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

シ 当該法人等の役員名簿

ス 法人税又は所得税並びに消費税等に未納がないことを証明する書類、市税の納税証明書(申請日より3ヶ月以内に発行されたもので、直近2ヵ年分)

セ 上記書類のうち、該当がないものがある場合は、申立書(様式6)を提出すること。

ソ グループ結成の契約又はこれに類する書類（グループでの申請の場合に限る。）
タ その他、市長等が必要と認める資料を求める場合がある。

(2) 提出期間

令和7年9月1日（月）から同年9月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出先

下記に提出するものとする。

会津若松市 建設部 まちづくり整備課

〒965-8601 会津若松市栄町4番45号 栄町第一庁舎2階

TEL 0242(39)1275 FAX 0242(39)1451

(4) 提出方法

持参、もしくは一般書留又は簡易書留による郵送で提出すること。

ただし、郵送の場合は令和7年9月19日（金）必着とする。

(5) 提出部数

提出部数は、添付書類を含め正本1部、副本1部とする。

(6) 記載事項の変更等

提出済みの事業計画書等の記載事項の変更をする場合は、記載事項変更届（様式7）により、提出期限までに届出をすること。

(7) 提出にあたっての留意事項

ア 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

イ 申請書類は、理由の如何にかかわらず、返却しない。

ウ 申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、市は、指定管理者候補者の選定結果の公表等必要な場合には、申請書の内容を無償で利用できるものとする。

エ 申請書類（(1)のケ及びスを除く。）は、指定管理者候補者の選定後において公開する場合があるので、あらかじめ了承すること。

オ 申請書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。

14 質問及び回答

(1) 質問者の資格

本要項中「9(1) 申請資格」を満たす者とする。

(2) 質問受付期間

第1回 令和7年8月4日（月）～令和7年8月8日（金）

第2回 令和7年8月18日（月）～令和7年8月22日（金）

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 質問の方法

質問書（様式8）により、上記期間内に問い合わせ先まで、持参、郵送（必着）又はFAX並びに電子メールのいずれかで提出すること。

(4) 回答の方法

回答内容は、市のホームページに掲載する。

15 指定管理者候補者の選定等

学識経験者等の委員で構成する選定委員会を設置し、審査基準に基づいて総合的に評価し、指定管理者候補者の選定を行う。

(1) 選定方法

次に掲げる手順により選定する。

ア 第1次審査

提出された指定管理者指定申請書等の書類を審査し、応募要項に定めた資格・要件の具備について審査する。

イ 第2次審査

選定委員会において、書類審査のほか、応募者のヒアリングを実施し、応募者の順位付けを行う。（第1順位の者を指定管理者候補者とする。）

なお、ヒアリングの詳細については、申請者全員に対し、別途通知する。

(2) 審査基準等

選定委員会の審査・採点にあたっては、次の表による審査基準及び配点により行う。

審 査 基 準	配 点
1 市民の平等な利用の確保	35点
2 施設の適切な維持管理	65点
3 施設の効用の最大限発揮	50点
4 施設の管理経費の縮減	20点
5 管理に必要な人的、物的能力の確保	30点
合 計	200点

※ 審査基準の詳細については、指定管理者候補者審査基準（別紙3）を参照のこと。

(3) 指定管理者候補者の決定等

選定委員会での選定結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定する。

選定結果は、応募書類を提出した申請者に書面で通知するとともに、市のホームページへの掲載等により公表する。なお、採点結果についても、申請者ごとに公表する。

(4) 選定対象からの除外

次のいずれかに該当する申請者は、指定管理者候補者の選定の対象から除外する。また、指定管理者候補者として決定後に次のいずれかに該当していたことが判明した場合は、当該決定を取り消すことがある。

ア 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。
- ウ 応募書類の受付期限までに、所定の書類が整わなかったとき。
- エ 指定管理者候補者の選定に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- オ その他不正行為があったとき。

16 指定管理者の指定及び協定

(1) 仮協定の締結

市と指定管理者候補者は、業務内容、管理の基準等の細部について協議し、仮協定を締結する。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者を指定管理者とする旨の議案を令和7年12月定例会議に提出し、その議決を経て行う。

なお、議会が議決しなかった場合及び否決した場合においても、指定管理者候補者が支出した費用、提供したノウハウの対価等については、一切補償しない。

(3) 本協定

協定では、次に掲げる事項について定めることを予定。

なお、指定管理者の指定の日に、仮協定の内容をもって、本協定（指定期間全体の基本協定）が締結されたものとみなす。

ア 指定期間（令和8年4月1日から令和12年3月31日まで）

イ 利用許可及び利用の制限に関する事項

ウ 利用料金及びその減免に関する事項

エ 個人情報の保護に関する事項

オ 暴力団等の排除に関する事項

カ 供用日、供用時間等に関する事項

キ 指定の取消し等に関する事項

ク リスク管理、責任分担に関する事項

ケ モニタリング及び事業評価に関する事項

コ 事業の引継ぎに関する事項

サ その他市長等が必要と認める事項

(4) 年度協定

年度ごとに次に掲げる事項について、年度協定の締結を予定。

ア 当該年度の事業の実施に関する事項

イ 指定管理料の支払いに関する事項

ウ 事業報告に関する事項

エ 当該年度に係るリスク管理、責任分担等に関する事項

オ その他市長等が必要と認める場合

17 事業の実施が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の業務の開始前までの措置

指定管理者又は指定管理者候補者が次の事項に該当した場合は、指定管理者候補者の決定又は指定管理者の指定を取り消す。

なお、取消しとなった場合は、選定委員会の選定における次順位者を、新たな指定管理者候補者とする。

- ア 会津若松市議会により指定の議案が否決されたとき。
- イ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ウ 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなったとき。
- オ 資金事情の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
- カ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(2) 指定管理者の業務開始後の措置

- ア 指定管理者が暴力団等であることが判明した場合又は指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、市は指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合において、市に損害が生じた場合は、指定の取消しを受けた指定管理者が賠償の責を負うこととなる。
- イ 不可抗力その他市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者との協議を経て、指定を取り消す。

18 原状回復及び事務引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたときは、市と協議のうえ、速やかに原状回復して市に施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、市又は新たな指定管理者と十分な事務引継ぎを行わなければならない。

19 災害時の対応

(1) 災害時対応への協力

指定管理者は、災害時において市が行う災害時対応に協力するものとする。

(2) 災害時対応に係る費用負担

指定管理者が市の要請に基づき協力業務を実施した場合、当該業務に要した費用（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に規定する範囲とする。）及び施設運営収入の減収分を市が負担するものとし、指定管理者による当該費用等の請求時期は、指定管理者と市との協議を経て、定める。

20 その他

(1) 継続雇用について

安定した施設管理及び市民サービスの提供に資する観点から、現在の指定管理者に雇用され、施設の管理運営に従事する職員のうち、次期指定管理者となる団体に継続して雇用されることを希望する者について、引き続き雇用するよう配慮を求める。

(2) 人的整備及び清掃業務委託の発注に係る契約手続きについて

地元業者の更なる育成及び契約事務手続きのより一層の公平性・透明性を図る観点から、第三者への上記業務委託の発注に係る契約手続きにおいて、次の事項について配慮を求める。

ア 業者間の競争におけるダンピングを防止すること。

イ 予定価格の設定においては、可能な限り、複数業者から参考見積もりを徴し、その平均額により積算する等の手法を検討すること。

ウ 契約の相手方の決定方法について、入札又は複数業者による見積もり合わせ等により、一定の競争性を確保すること。

エ 発注に当たっては、可能な限り、市内業者又は市内に営業所等を有する準市内業者を活用すること。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者との協議により定める。

問い合わせ先

○応募要項 別表 1 1～7の施設

会津若松市 建設部 まちづくり整備課 公園緑地グループ 担当者：大関

住所 〒965-0871 会津若松市栄町4番45号 栄町第一庁舎2階

電話 0242(39)1275（直通）

FAX 0242(39)1451

電子メールアドレス machi-seibi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

○応募要項 別表 1 8～13の施設

会津若松市 教育委員会 文化スポーツ課 スポーツ推進グループ 担当者：原（隆）

住所 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 本庁舎3階

電話 0242(39)1306（直通）

FAX 0242(39)1462

電子メールアドレス sports@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

別表 1 : 指定管理者の公募に係る都市公園及び市民スポーツ施設

	区 分	名 称	所 在 地	主 な 内 容
1	都市公園	鶴ヶ城公園 (史跡区域を除いた区域及び史跡区域内の運動施設等) ≒9.8ha	会津若松市 追手町・城東町 地内	会津庭球場(テニスコート×4、クラブハウス) 武徳殿 弓道場 第二球場 会津水泳場(50mプール、25mプール、幼児プール、飛込みプール) 鶴ヶ城体育館(主競技場、トレーニング室、卓球室) 多目的広場(仮設トイレ×2)
2		会津総合運動公園 ≒25.6ha	会津若松市 門田町大字御山字村上164番地	あいづ球場 テニスコート(テニスコート×20、クラブハウス) あいづ総合体育館(メインアリーナ、サブアリーナ、柔剣道場、弓道場) あいづドーム 多目的広場A 多目的広場B 多目的広場サッカー・ラグビー場 ゲートボール場 あいづ陸上競技場 あいづ相撲場 スケートパーク 3×3バスケットボールコート わんぱく広場 公衆トイレ(×5) お休み処 わんぱく広場売店
3		背炙山公園 ≒72.4ha	会津若松市 湊町大字赤井・大字共和 地内	レストハウス 野草ゾーン 冒険の森(アスレチック遊具) キャンプ場 関白平 四阿(×3) 仮設トイレ(×2) 給排水施設(揚水ポンプ、受水槽、浄化槽) 遊歩道 駐車場

別表 1：指定管理者の公募に係る都市公園及び市民スポーツ施設

	区 分	名 称	所 在 地	主 な 内 容
4	都市公園	門田緑地 ≒2.8ha	会津若松市 門田町工業団地 地内	テニスコート(×3) グラウンド夜間照明施設 グラウンド 緑地 公衆トイレ
5		大川緑地 ≒8.3ha	会津若松市 門田町大字一ノ堰 地内	野球場(×3) サッカー・ラグビー場 多目的広場 緑地帯、芝生広場 仮設トイレ(×5)
6		大川南四合緑地 ≒5.5ha	会津若松市 神指町大字南四合 地内	多目的広場 芝生広場 自然観察池 仮設トイレ(×2)
7		蟹川緑地 ≒4.7ha	会津若松市 北会津町蟹川字上川崎 地内	多目的広場A 多目的広場B 多目的広場C 自由広場 仮設トイレ(×2)
8	市民スポーツ 施設	市民ふれあいスポーツ広場 ≒2.2ha	会津若松市 一箕町大字八幡字八幡2番地の1	ふれあい体育館(メインアリーナ、サブアリーナ、練習室) ふれあいハウス(キッズルーム、和室4室(24畳、12畳、10畳、8畳)) ふれあいテニスコート(×2) 遊びの広場 ピッコロ(複合遊具、ベンチ)
9		小松原多目的運動場 ≒1.3ha	会津若松市 北会津町小松字館ノ内717番地	多目的運動場(グラウンド、照明柱、倉庫、トイレ)
10		河東総合体育館 ≒3.1ha	会津若松市 河東町浅山字石堀山40番地の1	アリーナ、フィットネスルーム、トレーニングルーム、前庭
11		河東野球場 ≒2.8ha	会津若松市 河東町東長原字東高野86番地	野球場1面、管理棟、用具倉庫、格納庫、トイレ
12		河東テニスコート	会津若松市 河東町東長原字東高野86番地	テニスコート(×2)、格納庫
13		河東弓道場	会津若松市 河東町浅山字石堀山40番地の1	遠的・近的 6人立

別表2: 指定管理者を公募する都市公園及び市民スポーツ施設の供用日と供用時間

	区 分	名 称	内 容	供 用 日	供 用 時 間		
1		鶴ヶ城公園 (史跡区域を除いた区域及び史跡区域内の運動施設等)	会津庭球場	4月1日 から 11月30日 まで	午前5時 から 午後7時 まで		
			武徳殿	1月4日 から 12月28日 まで	午前5時 から 午後9時 まで		
			弓道場				
			第二球場	4月1日 から 11月30日 まで	午前5時 から 午後7時 まで		
			会津水泳場	6月第4日曜日 から 9月第1日曜日 まで	貸切利用・午前9時 から 午後5時 まで		
					個人利用・午前9時 から 午前11時 まで ・正午 から 午後2時 まで ・午後3時 から 午後5時 まで		
			鶴ヶ城体育館	1月4日 から 12月28日 まで	午前9時 から 午後9時 まで		
			多目的広場(旧陸上競技場)				
2	都市公園	会津総合運動公園	あいづ球場	4月1日 から 11月30日 まで	午前5時 から 午後7時 まで		
			テニスコート		午前9時 から 午後9時 まで		
			あいづ総合体育館	1月4日 から 12月28日 まで			
			あいづドーム				
			多目的広場A	4月1日 から 11月30日 まで	午前5時 から 午後7時 まで		
			多目的広場B				
			多目的広場サッカー・ラグビー場				
			ゲートボール場		午前9時 から 午後7時 まで		
			あいづ陸上競技場				
			あいづ相撲場		午前5時 から 午後7時 まで		
			スケートパーク				
			3×3バスケットボールコート				
			わんぱく広場				
			3	背灸山公園	レストハウス		
					冒険の森(アスレチック遊具)		
					キャンプ場		

別表2: 指定管理者を公募する都市公園及び市民スポーツ施設の供用日と供用時間

	区 分	名 称	内 容	供 用 日	供 用 時 間
4	都市公園	門田緑地	テニスコート(×3)	4月1日 から 11月30日 まで	午前5時 から 午後6時 まで
			グラウンド夜間照明施設		午後4時 から 午後9時 まで
			グラウンド		
5		大川緑地	野球場(×3)		
			サッカー・ラグビー場		
			多目的広場		
6		大川南四合緑地	多目的広場		
7		蟹川緑地	多目的広場A		
			多目的広場B		
			多目的広場C		
			自由広場		
8	市民スポーツ施設	市民ふれあいスポーツ広場	ふれあい体育館	1月4日 から 12月28日 まで	午前9時 から 午後9時 まで
			ふれあいハウス		
			ふれあいテニスコート	4月1日 から 11月30日 まで	
			遊びの広場 ピッコロ		
9		小松原多目的運動場	多目的運動場	4月1日 から 11月30日 まで	午前5時 から 午後9時 まで
10		河東総合体育館	体育館、前庭	1月4日 から 12月28日 まで	午前9時 から 午後9時 まで
11		河東野球場	野球場	4月1日 から 11月30日 まで	午前5時 から 午後7時 まで
12		河東テニスコート	テニスコート(×2)		午前9時 から 午後5時 まで
13		河東弓道場	弓道場	1月4日 から 12月28日 まで	午前9時 から 午後7時 まで

※「会津若松市都市公園条例」及び「会津若松市市民スポーツ施設条例」の規定による。

※供用日及び供用時間の欄に記載のない施設は、特段の規定のない施設であり、指定管理者が協議を経て任意に定めることができる。

別表3:減免基準

区 分	内 容	減 免	
		入場料無	入場料有
主 催	市又は市の執行機関が主催の事業	全額免除	5割免除
共 催	市又は市の執行機関が共催の事業	全額免除	5割免除
学 校	市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び大学又は専修学校等が教育目的で利用する場合(日常の練習を除く)	全額免除	5割免除
学校・大会	小学校体育大会実行委員会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟の主催する大会等	全額免除	5割免除
大 会	福島県総合スポーツ大会等(予選会を含む)	全額免除	5割免除
大 会	福島県スポーツ協会及び加盟団体がスポーツ振興のために主催する県大会規模以上の大会等	全額免除	5割免除
団 体	スポーツ団体がスポーツ振興のために中学生以下を対象に大会等をする場合(日常の練習を除く)	全額免除	5割免除
団 体	スポーツ団体がスポーツ振興のために自らが利用する場合(日常の練習を除く)	5割免除	5割免除
団 体	公共的団体がスポーツ振興のために又は公益事業のために自らが利用する場合(日常の練習を除く)	3割免除	—
社会福祉	障がい者団体等が自らアマチュアスポーツに利用する場合	全額免除	—
その他	市長(教育長)が必要と認めた場合	協議額	

〔用語の定義〕

スポーツ団体

- ①(公財)福島県スポーツ協会及び加盟団体
- ②会津スポーツ協会及び加盟団体
- ③会津若松市スポーツ協会及び加盟団体
- ④スポーツ少年団(市内のみ)

公共的団体

広く公共的な活動を営むもので法人であるか否かを問わない

公益事業

営利を目的とした催事ではないこと。

また、広く一般市民に公平に公開され、かつ、その団体の事業計画の一環として行うもの。

障がい者団体等

「障がい者に関する公の施設利用支援実施要領 第3」に明記されている団体及び個人

- ①あらかじめ登録された障がい者団体(障がい者支援課長へ申請し対象施設に登録された団体)
- ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する個人
- ③上記②の介護のために同伴する個人(一人に限る)
 - ア 身体障害者手帳の障がいの程度が「第1種」であること
 - イ 療育手帳の障がいの程度が「第1種」であること
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の障がい等級が「1級」であること